

令和5年高島市教育委員会第1回定例会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和5年1月27日（金）
開会 午前10時00分 閉会 午前10時13分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第
教育長あいさつ
令和4年第12回定例会議録の承認
会議録署名委員の指名
議第1号 高島市立学校の就学指定校の変更および区域外就学に関する取扱要綱の一部を改正する告示案
- 4 出席委員
上原教育長、田邊委員、川原林委員、橋本委員、高木委員
- 5 事務局出席者
木下教育総務部長、饗庭教育指導部長、井上教育総務部次長（教育総務課長取扱）、山本教育総務部次長（高島市民会館長取扱）、小川社会教育課長、水口文化財課長、玉木図書館長、岡部学校教育課長、山本学事施設課長、川越教育総務課参事、末綱同課主事
- 6 会議を傍聴した者 1人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第1回定例会の開会を宣言

令和4年第12回定例会会議録 承認

会議録の署名委員の指名 川原林委員、橋本委員

議題の公開／非公開 全て公開

議第1号 高島市立学校の就学指定校の変更および区域外就学に関する取扱要綱の一部を改正する告示案

【説明】 山本学事施設課長

本件は、高島市立学校の就学指定校の変更および区域外就学に関する取扱要綱の一部を改正することにつき、議決を求めるものである。本要綱は、就学指定校の変更および区域外就学に関する許可基準や手続きについて定めたものであるが、現在、市が進めているリビングシフト構想において、市外から市内への短・中期滞在、いわゆる「おためし暮らし」を推進するにあたり、その滞在期間中、市外の児童生徒が市内の小中学校に就学する際、区域外就学制度を利用して、住民票の異動手続きをすることなく就学手続きをすることができるよう、要綱の一部を改正するものである。具体的な改正内容については、区域外就学の許可事由を一覧にした表をご覧いただきたい。この表に、「その他特別な理由があると教育委員会が認めたとき」と、その承認の期限として「教育委員会が必要と認める期間」を加えるものである。説明は以上である。

【質疑等】

○田邊委員

「おためし暮らし」によって区域外就学の対象となる家庭の数は、現在把握しているか。

○山本学事施設課長

お子さんがいる家庭を対象とした「おためし暮らし」の募集開始は、来年度5月から募集と聞いており、現在は把握していない状況である。

○田邊委員

現在は申込み自体がなく、新年度から募集をかけて開始するという事か。

○山本学事施設課長

そのとおりである。

○田邊委員

関連してお尋ねする。区域外就学の背景には、様々な理由があると思うが、特に家庭的な事情や不登校・いじめに関する事情について、承認期限は理由が解消するまで、年度ごとに更新と書かれ

ている。現在、そういう理由により更新や申請される方がどれくらいいるのか、また、最後まで区域外のまま卒業される方がいらっしゃるのかお聞かせいただきたい。

○饗庭教育指導部長

委員仰せの「家庭的な事情や不登校・いじめに関する事情、健康上または身体的な理由」による場合の取扱いについて、ケースとしては、住居、学校が変わり、お子さんの教育環境や周辺環境が大きく変わることで、不登校になってしまうのではないかという心配をされるご家庭への対応が主だったものとなっている。いじめの被害・加害や、不登校の解消を目的に対応しているケースは、現在のところ把握しておらず、各家庭のご心配に寄り添いながら運用しているという現状である。

【採 決】 可決

閉会 教育長が第1回定例会の閉会を宣言